

# 仕様書

## 1 事業目的

次世代の女性リーダーを育成するため、大学や経済団体等と連携し、「県内の事業所等で中堅的な立場にある女性」に対する実践的スキルや経営に関する知識等を体系的に習得できる研修プログラムを実施するとともに、「経営者、管理職、人事担当者等」に対し、女性活躍推進やダイバーシティ経営について考え、自社の現状分析や今後の成長につなげるセミナーを実施する。

## 2 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

## 3 委託業務内容

### (1) 次世代の女性リーダー育成研修

#### ①参加対象者

県内の事業所で中堅的な立場にある女性

#### ②定員

50名程度

#### ③内容

- ・研修プログラムは以下のア～ウを基本とするが、事業目的に対して、より効果的と考えられるプログラムである場合には、この限りではない。
- ・必要に応じて集合研修とオンライン研修を組み合わせでの開催も可(全ての回をオンラインとすることは不可)。なお、キックオフセッションは受講者同士が面識を持つことが以降の研修で有効であることから、対面型の集合研修とすること。
- ・研修プログラムの構成、講師の選定、セミナーの開催等に当たっては、おおいた連携ダイバーシティ推進会議と連携すること。

#### ア キックオフセッション【1回】

- ・女性活躍の重要性や管理職に期待することを学び、管理職の役割について理解を深め、自らの目指す将来像を描くものとし、以後の研修プログラム実施に対する受講者の意欲を向上させる内容とすること。
- ・受講者以外の参加も可。

#### イ 実務研修【4講座以上】

- ・受講者層が特に必要となるスキルや知識について講義形式で学習する。
- ・受講者が自身で講座を選択し、1人1講座以上を受講する。
- ・1講座あたりのコマ数や研修時間は問わないが、知識やスキルを体系的に習得するに足るものとする。
- ・講座例：人材育成、ヘルスケア、働く女性の健康管理、論理的思考、プレゼンテーション力向上、リーダーシップ、マーケティング、リスクマネジメント、ITスキル、ビジネス英語、資産運用 等

#### ウ 成果報告会【1回】

- ・受講者による成果報告の機会を設けること。(受講者の代表による報告でも可)
- ・受講者のさらなる自己啓発意欲の向上につながるものであることが望ましい。
- ・受講者以外の参加も可

#### ④開催場所

大分市での開催、またはブロック別とするなど対象者が参加しやすい場所での開催とすること。

会場は受講者の利便性等を考え、最適な場所とすること。

なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

#### ⑤受講者の確保

案内チラシ等の作成、インターネット等を活用した広報、おおいた連携ダイバーシティ推進会議や経済団体等を通じた周知・広報を行い、受講者の確保を行うこと。なお、必要に応じて県も協力して実施する。

\*注：「おおいた連携ダイバーシティ推進会議」

国立大学法人大分大学を代表機関とし、共同実施機関、協力機関からなる会議。

国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に事務局が設置されている。

## (2) 経営者等向け女性活躍推進セミナー

### ①参加対象者

県内の事業所の経営者、管理職、人事担当者等（性別不問）

### ②定員

各30名程度

### ③開催場所、開催回数

- ・大分市以外の3地区（例：南部・豊肥地区、西部地区、東部・北部地区）で各1回以上開催すること。
- ・開催場所及び開催回数は県と協議のうえ決定すること。

### ④内容

- ・女性活躍の推進には、企業・団体等の経営トップ（経営者・管理職層）が女性活躍推進の必要性を理解し、経営トップ自らの率先した取組の実践が不可欠であることから、経営トップに対して女性活躍推進への理解促進・意識改革を醸成する。
- ・内容の検討及び講師の選定にあたっては、おおいた連携ダイバーシティ推進会議と連携すること。

### ⑤受講者の確保

案内チラシ等の作成、インターネット等を活用した広報、おおいた連携ダイバーシティ推進会議や経済団体等を通じた周知・広報を行い、受講者の確保を行うこと。なお、必要に応じて県も協力して実施する。

## （４） 事業の運営・報告等

- ・事業の運営にあたっては、県と十分な調整を行うこと。
- ・研修効果やプログラムに対するニーズを把握するため、受講者等に対しアンケートを実施し、結果を取りまとめて県へ報告すること。
- ・受講者から受講料は徴収しない。
- ・委託業務終了後、速やかに実績報告書を作成し、県に提出すること。

## （５） 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

（ア） 本業務におけるターゲットの考え方は以下に示すとおりとする。

「次世代の女性リーダー育成研修」

県内の事業所で中堅的な立場にある女性

「経営者等向け女性活躍推進セミナー」

県内の事業所の経営者、管理職、人事担当者等（性別不問）

（イ） 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。下記に示すとおりとする。

「次世代の女性リーダー育成研修」

- ・女性リーダーとして必要な実践的スキルや知識を体系的に身につけることができる
- ・管理職についての役割を深め、自らの目指す将来像を描けるようになる

「経営者等向け女性活躍推進セミナー」

- ・県内の各地域の企業、団体等の経営者等に対して、女性活躍推進の理解を深め、ダイバーシティ経営について考え、自社の現状分析や今後の成長につなげる意識を醸成する。

(ウ) ターゲットに対して事業を実施するにあたり、想定とは異なる年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

## (6) 目標の設定

- ・本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より適切な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

「次世代の女性リーダー育成研修」

目標項目	研修参加者数	アンケートにおける記事の満足度
目標値	50名/定員50名	「とても良かった」「良かった」の回答率90%

「経営者等向け女性活躍推進セミナー」

目標項目	セミナー参加者数	アンケートにおける記事の満足度
目標値	30名/定員30名	「とても良かった」「良かった」の回答率90%

- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成に当たっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者都県とで協議のうえ決定する。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

## (7) 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。

#### 4 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、個人情報の取扱いについて、十分注意し、適切に管理すること。本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。